

世田谷区立保健医療福祉総合プラザ 貸出会議室・カフェのご利用について
(新型コロナウイルス感染症防止対策関連)【9月28日18時更新】

当面の利用上のご注意

1. 感染予防対策への協力

ご利用の際には、適切な感染予防対策をお願いします。

(感染予防対策の例)

(1)入館時のマスクの持参および着用

※運動目的の利用においては、運動中はマスクを外すことも可能ですが、運動前後や会話時はマスクの着用をお願いいたします。

(2)正面入口におけるサーモカメラでの検温

(3)入口での手指のアルコール消毒

(4)利用者同士の適度な間隔(概ね2m以上)の確保

(5)調理や実習など接触を伴うご利用の場合は、業種別ガイドライン等に即した感染防止策の実施
(例:手袋やフェイスシールドの着用等)

2. 利用人数の制限等

(1)大声・食事を伴わないご利用の場合

10月1日以降、利用人数の制限はありません(既定の定員どおり)。

ただし、ご利用の際には、人と人が触れ合わない程度の間隔を空けていただくようご協力をお願いします。

(2)大声・食事を伴うご利用の場合

10月1日以降も、利用人数を定員の半分以下とさせていただきます。(※「大声を伴う」とは、大声での歓声・声援・歌唱等が想定される場合をいいます。)

(人数制限の例)

- ・区民活動支援会議室 1-1 定員 36 人→利用人数 18 人以下
- ・研修室 C (C-1・C-2 の合体) 定員 240 人→利用人数 120 人以下

○参考 区主催イベントにおける例

大声での歓声・声援・歌唱等がないことを前提とするもの	大声での歓声・声援・歌唱等が想定されるもの
クラシック音楽等のコンサート、各種講演会、伝統芸能鑑賞、各種講演会(シンポジウム含む)、説明会、ワークショップ 等	集会施設でのコーラスの練習、カラオケ大会、スポーツ大会 等 ※舞台と観客が一体となって大声を出すイベントなどを想定していますが、観客が大声を出さずに(手拍子や拍手など)鑑賞等が可能であれば、左記のイベントとして扱うものとします。

3. 感染が疑われる方の制限

次のいずれかに該当する方は、利用をご遠慮いただきますようお願いいたします。

- ・発熱や風邪の症状のある方
- ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた方又は過去 14 日以内に陽性者と濃厚接触があり、健康観察期間中の方
- ・過去 14 日以内に、政府から入国制限を受けた方、入国後の観察期間を必要とされている国や地域等への渡航歴のある方、又はそれらの方やそれらの国等の在住者と濃厚接触があった方

4. 他施設のご利用

貸出会議室とカフェ以外の施設（保健センター等）では引き続き事業を一部休止している場合があります。詳しくは各施設にお問い合わせください。

5. 今後の予定

国や東京都などの新型コロナウイルス対策の状況によっては、再び利用を制限又は休止する場合があります。ホームページをご確認ください。その場合には当施設ホームページにおいてお知らせいたしますので、随時ご確認をお願いいたします。

貸出会議室・カフェについてのお問合せ先

保健医療福祉総合プラザ 運営管理室

電話番号 03-6379-4301

ファクシミリ番号 03-6379-4305

（指定管理者：シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社）